

1. 長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底

- 【平成27年1月～平成28年3月】月100時間超の残業が行われているすべての事業場等に対する監督指導

実施事業場 (平成27年4月～平成28年3月)	労働基準関係法令違反 が認められた事業場	(主な違反状況)	
		違法な時間外労働(※)	賃金不払残業
10,185事業場	7,798事業場 (76.6%)	5,775事業場 (56.7%)	988事業場 (9.7%)

- 【平成28年4月～】月残業100時間超から**80時間超**へ監督対象を拡大

※ 時間外・休日労働協定（36協定）なく時間外労働を行っているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行っているものなど。

年間約2万事業場が対象 ⇒ 過労死認定基準を超えるような残業が行われている事業場に重点的に対応

2. 過重労働解消キャンペーンの重点監督

- 【平成27年11月】「過重労働解消キャンペーン」期間中に、**集中的に重点監督を実施**

5,031事業場に対し重点監督を実施し、3,718事業場（73.9%）に是正を指導

3. 監督指導・捜査体制の強化

- 【平成27年4月～】過重労働事案に対する特別チーム「過重労働撲滅特別対策班」（かとか）の新設

→ 東京労働局・大阪労働局に設置（これまで、全国展開する5企業について書類送検を実施）

（東京かとか：小売業（27年7月、28年1月）、大阪かとか：飲食業（27年8月、28年9月）、小売業（平成28年10月）

- 【平成28年4月～】本省に「過重労働撲滅特別対策班」を新設。47局において、「過重労働特別監督監理官」を新たに任命

→ 本省に対策班を設けて広域捜査の指導調整、労働局において長時間労働に関する監督指導等を専門とする担当官を任命

4. 企業名公表制度の創設

- 【平成27年5月～】社会的に影響力の大きい企業が、違法な長時間労働を複数の事業場で行っている場合に企業名を公表

公表事案：小売店等の棚卸請負業（本社：千葉）（平成28年5月）

5. 情報の提供・収集体制の強化

- 【平成26年9月～】平日夜間・土日に、労働条件に関する電話相談窓口「労働条件相談ほっとライン」を設置

平成27年4月～平成28年3月 相談：29,124件

平成28年4月～9月 相談：15,149件

- 【平成27年7月～】インターネットによる「労働条件に係る違法の疑いのある事業場情報」監視を実施

→ インターネット上の求人情報等を監視・収集し、労働基準監督署による監督指導等に活用

平成27年7月～平成28年3月 通報：407件うち145件に監督指導（平成28年9月末現在）

平成28年4月～9月 通報：345件うち52件に監督指導（平成28年9月末現在）

6. 取引の在り方や業界慣行に踏み込んだ取組等

- 【平成28年6月～】中小企業庁・公正取引委員会への通報制度の拡充

→ 長時間労働の背景として親事業者の下請法等の違反が疑われる場合に、中小企業庁・公正取引委員会に通報

長時間労働削減対策の取組状況（企業への働きかけによる働き方改革の推進）

労働基準法の遵守を超えた、働き方そのものの見直しには、企業トップの強いリーダーシップが不可欠。
→ 「長時間労働削減推進本部」の決定に基づき、以下の取組を推進。



本省幹部による**業界の** リーディングカンパニーへの訪問

- ☞ 平成28年11月末までに、69社（*）を訪問
* 日新火災、カルビー、伊藤忠商事、富士ゼロックス など
- ☞ さらに、リーディングカンパニーだけでなく、社会的な影響力が大きな中堅・中小企業や長時間労働の傾向が見られる業種の企業にも働きかけを実施中



全国展開へ

都道府県労働局長による**地域の** リーディングカンパニーへの訪問

- ☞ 平成28年11月末までに、全国で約1,350社を訪問
- ☞ 都道府県労働局に、労働局長を本部長とする「**働き方改革推進本部**」を設置
 - * 全局に本部を設置し、自治体・労使団体と連携の上働き方改革を推進
- ☞ 管内の企業トップへの働きかけを実施



- ◆ 先進的な取組事例等について、**ポータルサイトを活用して情報発信**（平成27年1月30日開設）
 - ☞ **企業**が「働き方・休み方改善指標」を用いて診断を行い、その結果に基づき対策を提案
 - ☞ **社員**が「働き方・休み方改善指標」を用いて診断を行い、自らの働き方・休み方を振り返る機会を提供
 - ☞ 地方公共団体における働き方改革の取組事例（知事等のメッセージや宣言など）を掲載

働き方改革について、地域の実情に応じた取組を全国で働きかけ（いわゆる「地方版政労使会議」の開催など）